

立命館守山中学・高等学校の基本理念

1. 建学の精神・教学理念・教育目的

① 建学の精神「自由と清新」

- 立命館は、自由な学風の中で、志ある多くの若者が自由に学び合い、常に新たなことに挑戦し、時代に貢献できる人の育成をめざす。

② 教学理念「平和と民主主義」

- 立命館は、日本国憲法と教育基本法の精神を継承し、世界の平和と民主主義の発展に貢献することを使命としている。立命館は、教育実践を通じ、主体的に学び、対話を重視し、社会をより良くするために行動できる人の育成をめざす。

③ 教育目的「Game Changer の育成」

- 「Game Changer」とは、既存の枠組み（常識）に囚われることなく、自由な発想により枠組みそのものを見直し、物事の局面を変える人のことである。本校は、「Game Changer」を「知的好奇心と創造性を有し、多様な価値観を持つ他者と協働しながら新たな価値・ルールを社会に提案・実装し、社会に希望を生み出す人」と再定義し、そうした生徒が育つ学校づくりをめざす。

2. 教育目標

① 4つのマインド（4Rs）の涵養：「Respect for all」（*Observa omnia*）全てに敬意を

(1) Respect for Oneself 自分自身へのリスペクト

- 自分の頭で考え、自分の意見を持つよう努める。
- 自分の価値観・感情を含めた自分らしさを大切にする。
- 自分の身体を大切にし、健康管理、体力増進をはかる。

(2) Respect for Others 他者へのリスペクト

- 自分と異なる価値観や感情をもつ他者の存在を尊重する。
- 意見や感情の対立は、直接対話による解決に努める。
- SNS等を含め他者が苦痛を感じる言動は厳に慎む。

(3) Respect for Society 社会へのリスペクト

- 公共の場である学校・通学空間にふさわしい身なりや態度、言動を心がける。
- 社会の中の一員であることを自覚し、見知らぬ人に対しても謙虚な姿勢を心がける。
- 社会のルールである法令を遵守し、正義と倫理に基づく言動を心がける。

(4) Respect for Learning 学びへのリスペクト

- 学びを通じた成長が生徒の本分であることを自覚し、主体的な学び、自己の研鑽に努める。
- 授業を大切にするとともに、より良い授業にするため教員との対話を心がける。
- 学びに関わる不正（試験時の不正行為、論文での剽窃等）は厳に慎む。

② 4つのスキル（4Cs）の習得

(1) Critical Thinking（批判的思考スキル）

- 「常識」に囚われることなく、多角的な視点を持ち、論理的・主体的に思考・判断する力

(2) Creative Thinking（創造的思考スキル）

- データやテクノロジーを活用し、新たなアイデア・解決策を発想・デザインする力

(3) Communication（コミュニケーションスキル）

- アイデアを様々な手法で発信・表現すると共に、議論・対話を通じて課題解決をはかる力

(4) Collaboration（コラボレーションスキル）

- 多様な価値観の違いを前提に、他者を尊重しながら、チームとして協同する力

2026年度 立命館守山高等学校 学校生活のルール

1. 立命館守山高等学校の学校生活のルールの位置付け

- 思考停止ではなく「考える」能力を育成するものである。
- 知り、守るものである。
- 構成員による合意形成の下に創られるものである。
- 定期的かつ継続的に教職員および生徒により見直しを行い、暫定的な合意を目指し続けるものである。

2. 服装に関わる規定

本校の制服は、本校の文化や品格を対外的に示す「ブランド」の一環であり、その着用は、教育機関としての誠実さと品位を社会に示す重要な要素です。本校では、細かな着こなしの規定は設けていませんが、制服を通じて場に合ったふるまいや自律の心を育てほしいという願いがあります。そのため、生徒一人ひとりがTPOを意識し、節度ある着用を心がけることを求めています。

① 制服の着用義務

本校では、授業をはじめとする学校生活における服装の基準として制服を指定する。ただし、靴下は正装時を除き指定を設けない。また、防寒対策や健康上の理由がある場合、タイツの着用を認める。靴は指定品を設けないが、黒のローファーまたはスニーカーとする。

指定品	指定オプション
・ブレザー（紺） ・冬用スラックス（グレー） ・冬用スカート（グレー） ・長袖カッターシャツ（白） ・ネクタイ（エンジ）またはリボン（エンジ） ・ベルト（黒） ・靴下（紺） *R マークソックス	・夏用スラックス ・夏用スカート（グレー・チェック柄） ・冬用スカート（チェック柄） ・長袖カッターシャツ（水色・ピンク） ・半袖カッターシャツ（白・水色・ピンク） ・ベスト（白・紺・エンジ・水色・キャメル） ・セーター（白・紺・エンジ・水色・キャメル）

② 式典正装（入学式・卒業式、および学校が指定する公式な場（面接試験等））

本校の一員として節目を重んじ、自らを律する自覚を持ち、共に立ち会う人々への敬意を服装によって表現するため、以下の「正装の定義」に基づき、指定品を正しく着用すること。

- シャツの第一ボタンを留めること。
- ネクタイまたはリボンは緩めずに着用すること。
- スカートやスラックスはいかなる加工も施さずに着用すること。

【正装の定義】

1. ブレザー（紺）
2. カッターシャツ（白）
3. ネクタイまたはリボン
4. スカート（グレー）またはスラックスと指定ベルト（黒）
5. R マークソックス
6. ローファー（黒） ※これに限り、指定品以外の着用を認める。

③ 行事服装（始業式・終業式、およびこれに準ずる行事）

日常の学びから気持ちを切り替え、学期の節目を共に確認し合うための服装として、以下の通り制服を正しく着用すること。なお、スカートやスラックスはいかなる加工も施さずに着用すること。

【原則】

- ブレザー、ネクタイまたはリボンを着用する。
- シャツは指定品（白・水色・ピンク）のいずれも着用可能。
- シャツの第一ボタンは必ず留めること。

【夏季の特例（1学期終業式・2学期始業式等）】

気候や健康管理に配慮し、以下の通りとする。

- ブレザーの着用は求めない。
- ネクタイ・リボンの着用は任意。ただし、ネクタイ・リボンを着用する場合はシャツの第一ボタンを留めることとし、着用しない場合は第一ボタンのみ開けて良いものとする。
- シャツは指定の半袖・長袖のいずれも可。

【冬季の特例（2学期終業式・3学期始業式等）】

気候や健康管理に配慮し、原則で示したのものに加えて、セーター・カーディガン・タイツなどの防寒着を着用できる。ただし、以下の3点に注意すること。

- セーター・カーディガンなどはブレザーの下に着用すること。
- パーカーは節目の式にふさわしくないものであるため認めない。
- マフラー、膝掛けなどの防寒具は利用できない。

④ 防寒着について

防寒着はアウター（上着）とする。着用方法や時期の制限は設けない。

（例）授業中であっても、寒いと感じれば防寒着としてアウター（上着）を着用して良い。ただし、体育の授業中は学校指定のウィンドブレーカーを着用すること。

⑤ 登下校の際の服装

制服（制服の着用義務に準ずる）以外に、指定体操服および、クラブ指定着での登下校を認める。ただし、授業については制服を着用して参加すること。また、制服と指定体操服、制服とクラブ指定着を組み合わせて着ることは認めない。

更衣は、クラブボックスやクラブ棟1階の更衣室を利用してください。

3. 身だしなみに関わる規定

学校は学びを中心とした公的な場であり、「社会への敬意」の観点から公私の区別をわきまえ、TPOに応じた適切な選択を心がけること。なお、合理的な理由に基づく制限が指示される場合（実技、実験、実習など）があり、安全のため必ず順守すること。

【理由】

- 突起物のあるアクセサリー（例、つけ爪やピアスなど）は、活動中のケガやトラブルの原因になることもあり、安全に学校生活を過ごす権利を侵害する可能性があるため。
- つけ爪やアクセサリーは調理中に外れて食材に混入したり、汚れや細菌が衛生を損なったりする恐れがあり、安全に学校生活を過ごす権利を侵害する可能性があるため。

4. 携帯電話・スマートフォン

本校は対面でのコミュニケーションを促進する場としての機能を重視する。校内での携帯電話やスマートフォンの使用は、災害等緊急時を含む教員の許可を得た特別の場合のみ可とする。なお携帯電話・スマートフォンは学校敷地内に入る前に電源を切ってカバンに入れ、放課までロッカーで保管すること。

- 【理由】
- スマートフォンの長時間使用は、集中力の低下や学習効率の低下を招くだけでなく、対面でのコミュニケーション機会を減少させる可能性があるため。
 - 携帯電話・スマートフォンは便利である反面、盗撮被害やSNS利用によるトラブル・肖像権侵害といった他者の人権を侵害する可能性があるため。

5. 安全管理上の外出禁止

授業日は登校後の安全確保のため、放課までの時間は校外へ出てはならない。ただし、やむを得ない事情で外出が必要な場合は、必ず担任または学年教員に申し出て許可を得ること。

家庭生活での注意事項

原則として学校生活のルールは校内でのルールとして規定する。その他市民生活においては法律、命令、規則を遵守すること。

1. アルバイトについて

学業が最優先である。学業や生活リズムに支障がある場合、制限する場合がある。

2. 運転免許の取得について

学業が最優先である。自動車、二輪車（原動機付自転車を含む）の免許取得や運転は学校としては推奨しない。自動車、二輪車（原動機付自転車を含む）の免許取得については、保護者と十分に相談した上で慎重に判断すること。特に若年層の交通事故による死亡率は高く、交通ルールの遵守はもちろん、安全運転の重要性について十分理解し、責任ある行動を心がけること。

なお、在籍期間中は、通学・クラブ活動・学校行事・校外学習など、すべての教育活動において、生徒が自動車や自動二輪（バイク）を運転することを一切認めない。また、免許取得（合宿免許を含む）のために授業を欠席することは怠学行為とみなし、特別指導の対象とする。

懲戒および特別な指導

本校は、生徒の健全な成長と学習環境の維持を目的として、社会的法令違反行為（例：窃盗、暴力行為、喫煙、飲酒、賭博など）、性暴力（例：性的嫌がらせ、性的暴行など）、人権侵害（例：いじめ、差別的発言など）、怠学、その他教員の指導無視に対して懲戒処分および特別な指導を行う。詳細は、別途定める。

【怠学行為について】

授業期間中は学業を生活の中心に据え、学校での教育活動を最優先すること。本校では以下の行為を怠学行為として定義し、指導の対象とする。

- 無断欠席、遅刻、授業妨害。
- 無断での授業離脱。
- 「学業優先」の原則を逸脱し、教習所通いやアルバイトなどのために授業を欠席する行為。
- 進路決定後等に意図的かつ継続的に学習を放棄する行為。

その他

1. 立命館守山高等学校 学校生活のルール改定手順

① 【学校生活のルール見直しの発議】

* 生徒会員が提起し、生徒会役員・ルールメイキング委員会が審議の結果、必要と認めた場合、見直しの発議を行うことができる。

② 【修正案の作成】

* 生徒会役員・ルールメイキング委員会が、必要に応じて生徒・教職員・保護者などの意見を聴取し、修正案を作成する。

③ 【機関会議での審議・議決】

* 生徒会原案を生徒部教員が校内の教員諸会議に起案し、審議し、議決する。場合によっては、②に差し戻すことがある。

2. 部活動等における運用について

各部活動においては、本規定を基本としつつ、活動の特性や実情に応じ、生徒と顧問との対話を通じて「互いに納得できる独自のルール」を作成・運用することができる。

3. 附則

- このルールは、2026年4月1日より実施する。
- 学校生活のルールを定める前に以下の内容については生徒・教職員・保護者は十分に確認をすべきであると考え、参考サイトを引用する。
 - * 日本国憲法：[日本国憲法_衆議院](#)
 - * 子どもの権利：[子どもの権利条約_ユニセフ](#)
 - * こども基本法：[こども基本法_こども家庭庁](#)